

公益社団法人 全国助産師教育協議会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国助産師教育協議会（以下「本会」という。）の定款第20条第1項の規定に基づき、役員報酬、役員賞与及び役員退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第14条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本会を主たる勤務先とし、週3日以上本会の業務に従事する役員をいう。
- (3) 役員報酬等とは、本会が役員に対して支給する、役員としての業務の対価をいう。

(役員報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤の役員に対し、国家公務員看護師等俸給表教育職俸給表（一）に準じ、別表に定める上限額(月額)の範囲内にて役員報酬を支給する。ただし、常勤以外の役員に対しては支給しない。

- 2 常勤の役員に対する役員報酬の額は、理事は理事会決議により定め、監事は監事同士の協議により定める。
- 3 役員報酬を支給する役員には、通勤手当を支給することができる。ただし、通勤手当については、給与規程に定めるところによる。

(役員賞与等)

第4条 本会は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(公表)

第5条 この規程に定める役員報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(準用)

第6条 役員報酬等の支払方法等については、理事会の決議を経て別に定める給与規程の定めるところによる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の議を経て行うものとする。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、本会の一般社団法人としての設立登記をした日（平成21年6月5日）から施行する。